

(第1回変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 6年 6月 14日
契約業者名	(一財) 阪神高速先進技術研究所
契約業者の住所	大阪府大阪市中央区南本町4-5-7
業務の名称	道路構造物の点検要領・点検マニュアルの改訂案作成及びその他検討業務(2023年度)
業務場所	阪神高速道路株式会社が指定する場所
業務種別	土木設計
業務概要	阪神高速道路の点検及び維持管理の効率化・高度化等を目的に点検要領・点検マニュアルの改定を実施する業務である。
業務期間(自)	令和 5年 5月 25日
業務期間(至)	令和 7年 3月 10日
契約金額	31,064,000 円
変更金額	1,903,000 円 増
変更後の契約金額	32,967,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

1 業 務 名	道路構造物の点検要領・点検マニュアルの改訂案作成及びその他 検討業務（2023年度）
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所
3	

(1) 点検の技術基準類に関する調査・分析【変更】

点検の技術基準類に関する調査の結果、参考となる要領・基準等が当初の想定より少なかったため、業務内容を変更する。

(2) 点検・維持管理の業務フロー等に関する資料作成及びヒアリング【変更】

発注時には、(一財) 阪神高速先進技術研究所を中心にヒアリング等を実施し、業務フローの作成等を実施することを想定していたが、委員会の審議内容や、点検要領・マニュアルの改訂項目について関係各署内の調整を進める中で、道路(株)として確認・整理すべきことが出てきたため、業務内容を変更する。

(3) 大和川線シールドトンネル点検マニュアルに資する技術資料作成 【追加】

本業務で実施した「道路構造物の点検要領改訂委員会」で審議する中で、点検要領改訂とは別に、「シールドトンネル点検に関する個別マニュアル」を策定することとなったため、マニュアル策定に資する技術資料の取りまとめ作業および有識者への相談事務を追加する。

(4) 業務期間 【変更】

シールドトンネル個別マニュアル策定に資する技術資料の取りまとめ作業を追加したことによる業務期間変更（2024年6月30日→ 2025年3月10日）する。